

事務連絡
令和2年5月1日

保護者 各位

西都市教育委員会

西都市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

保護者の皆様におかれましては、市内小中学校臨時休業につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

現在、全都道府県を対象とした緊急事態宣言が政府より出されている状況ですが、その解除または継続につきまして、近日中に政府より発表があると報道されております。本市では緊急事態宣言が全都道府県を対象とする状況が継続となれば、臨時休業等の措置を講じる必要があると考えますが、解除された場合は、学校を再開し、教育課程を実施する予定にしております。

昨日、県立学校が臨時休業を5月10日（日）まで延長したことを受け、市内小中学校の対応を以下のようにします。

記

- 臨時休業期間を5月10日（日）までに延長する。
 - ・ 5月7日（登校日） 登校時間は通常どおり。給食後下校させます。
 - ・ 5月8日（登校日） 登校時間は通常どおり。臨時休業に対する指導や課題配付を行い、給食後下校させます。
 - ※ 5月11日（月）以降の対応については、5月8日（金）に改めて通知します。
 - ※ 部活動の中止、部外者の立入り制限、学校施設を開放しない等の措置も延長します。
 - ※ 登校する際には可能な限りマスク着用をお願いします。
 - ※ 発熱や体調不良の場合は登校をさせないでください。

《お願い》

現在の臨時休業は政府の緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、不要不急の外出を控えることに加えて、人と人との接触を避けるよう要請がなされたことによるものです。臨時休業期間中の県外への行き来や県外からの来訪者との濃厚接触につきましては極力避けるようお願いします。

- ※ 県外へ行き来した場合や、県外からの来訪者と濃厚接触があった場合は、滞在日、接触のあった日から一定期間（2週間程度）自宅で体調管理を行ってください。該当する児童生徒や教職員については、登校・出勤を控えていただく場合もあります。

特に政府の指定した「特定警戒都道府県」の13都道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）への行き来や、指定地域からの来訪者と濃厚接触があった場合は、登校を控え、学校に連絡してください。